

FA 協会メールマガジン第 20 号

～理事からのメッセージ～

今年こそ!?「金融事業者リスト」に取り組んでみませんか

可児 康充

2025年巳年がスタートしました。物理的に言えば地球が太陽を一周するだけのことでありますが、私たちはその祖先の時代から、一つの区切りをつけて気持ち新たにすることを大切にしています。

私の個人としてのテーマは「休む」としました。メリハリのある一年を過ごしていきたいと考えておりますが、皆様はいかがでしょう。

さて、昨年12月18日に金融庁から「顧客の立場に立った良質な金融アドバイスの普及に向けた環境整備に関する調査」報告書が公表されました。

[「顧客の立場に立った良質な金融アドバイスの普及へ向けた環境整備に関する調査」報告書の公表について：金融庁](#)

金融庁から見た「日本における金融アドバイスの課題提起や米英豪の3か国の現状や提言」などが記されておりますので、行政側の認識について知識を深めていただくのも良いかと思えます。

※残念ながら IFA はブローカーに位置付けられております。

こうした社会認識がある中で、4人に一人が NISA 口座を保有するようになった今、私たちは社会的認知と社会貢献を求められる存在として一丸となって推進することが求められているのではないかと考えています。

そこで、今回はその取り組みの一つとして金融庁が毎年公表している「金融事業者リスト」への取り組みをご提案させていただきます。

※あくまで私見であり協会としての推奨ではありません。

今年の内容については1月10日に金融庁から公表されており、報告期限は7月11日までですので、まだしっかりと時間もあります。

[「金融事業者リスト」の報告様式等の改訂・今後の報告受付について：金融庁](#)

内容につきましては、既に公表されていらっしゃる IFA 法人もありますので割愛させていただきますが、いわゆる FD 宣言（顧客本位の業務運営に関する原則）の策定とその取り組みとなり、当社も2022年より取り組んでおります。

この中の「投資信託の共通 KPI に関する分析」は当社のように投資信託を中心に長期目線で資産形成・資産運用を事業モデルでは当社のスタイルをお客さまに理解いただくための

分かりやすい資料のひとつとして活用しております。

社内における FD への取り組みは負担が大きいと思われる方もいるかと思いますが、新 NISA の資産拡大や iDeCo 枠の拡充など、ますます家計資産へのアドバイザーニーズは高まってくると想定されております。日本において資産所得増大には IFA がなくてはならない存在と言われるための取り組みとして頂けたら幸いです。